

指定管理者制度とは、

聖域なき構造改革の小泉改造内閣の2003年に設けられた制度です。(官から民へ)

【どんな施設が】

- ・市民会館、コミュニティセンター
- ・図書館（博物館等の社会教育施設）
- ・体育館、陸上競技場、野球場等の体育施設
- ・老人福祉センター、児童館等の民生施設
- ・公園、児童公園

【流れ（一般的）】

- 自治体が条例を制定 ↓
- 条例に基づいて公募を行う（今回は「公募」は行わない）
- 選考方法は自治体に委ねられる
- 協定を結ぶ
- 管理の実施

【民間の団体が管理を行う】

NPO法人・振興事業団・株式会社や有限会社・自治会 等々

【指定管理者と従来の自治体管理との違い】

管理業務委託者（管理）	指定管理者の権限
1 管理の事務・業務の執行を行う（自治体）	1 使用は指定管理者が行う
2 施設の許可は出来ない（自治体が行う）	2 使用許可を行う事ができる
3 建物の管理は自治体（修繕は申請必要）	3 指定管理者が管理する（自治体が責任）
契約期間 ⇒ 単年度	契約期間 ⇒ 初回3年、以後5年予定

【予算処置等】

- ・指定管理者が行い、施設管理に必要な経費を施設ごとに積み上げたうえ指定管理者が執行する。（償却・繰延資産計上などの積立基金制度が採用になりメリットはあります）
- ・施設管理に必要な経費の一部の収支残金が発生した場合は、市・自治体と協議が必要。
- ・予算の運用に当たっては「市側の厳正」な会計監査対象の事業所となる。

その他、利用料金（使用料）等々は未定の部分があり「現段階」では市当局と関係部署で取り決めを行った後に報告・相談をするとの回答を頂いております。

※、今回は北上学童保育所に関しては公募では無く「非公募地域密着・政策遂行」型で進められており、市の担当者より築き上げた50年の歴史や信頼関係は北上学童保育所以外にないし、公募による声掛けはしないと頂いております。

指定管理者制度ではありますが「安心」をして頂きたいと思っております。

指定管理者制度に不安視する方もおりますが、今後の展開及び方向性に関しては北上市の担当より一般の競争方式でない事は「約束」を頂いております。